

I. 被災地の復旧・復興

- (1) 平成28年度から平成32年度までの復興・創生期間における枠組みに基づき、東日本大震災からの復興を着実に推進。
- (2) 大規模自然災害により被災した地域における基幹インフラの復旧等を着実に推進。

(1) 東日本大震災からの復興・創生

(注) 復興庁計上

(a) 住宅再建・復興まちづくりの加速 [1億円]

被災地における住まいの再建や復興まちづくりの取組を着実に推進する。

- ・ 「住まいの復興工程表」等に基づく災害公営住宅等の整備の支援
- ・ 地籍整備による土地境界の明確化の推進

(b) インフラの整備 [2,077億円]

被災地の発展の基盤となるインフラの着実な整備を進める。

- ・ 復興道路・復興支援道路の緊急整備等の推進
- ・ 海上物流・エネルギー輸入拠点の形成等に必要な港湾施設の整備の推進
- ・ 海岸保全施設の整備、緑の防潮堤を含む粘り強い海岸堤防等の整備の推進
- ・ 堤防のかさ上げや耐震対策など河川管理施設の整備の推進
- ・ 東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策の推進
- ・ 復興の進捗に伴う下水道施設整備及び地盤沈下地区の雨水排水施設整備の推進
- ・ 復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の整備の推進

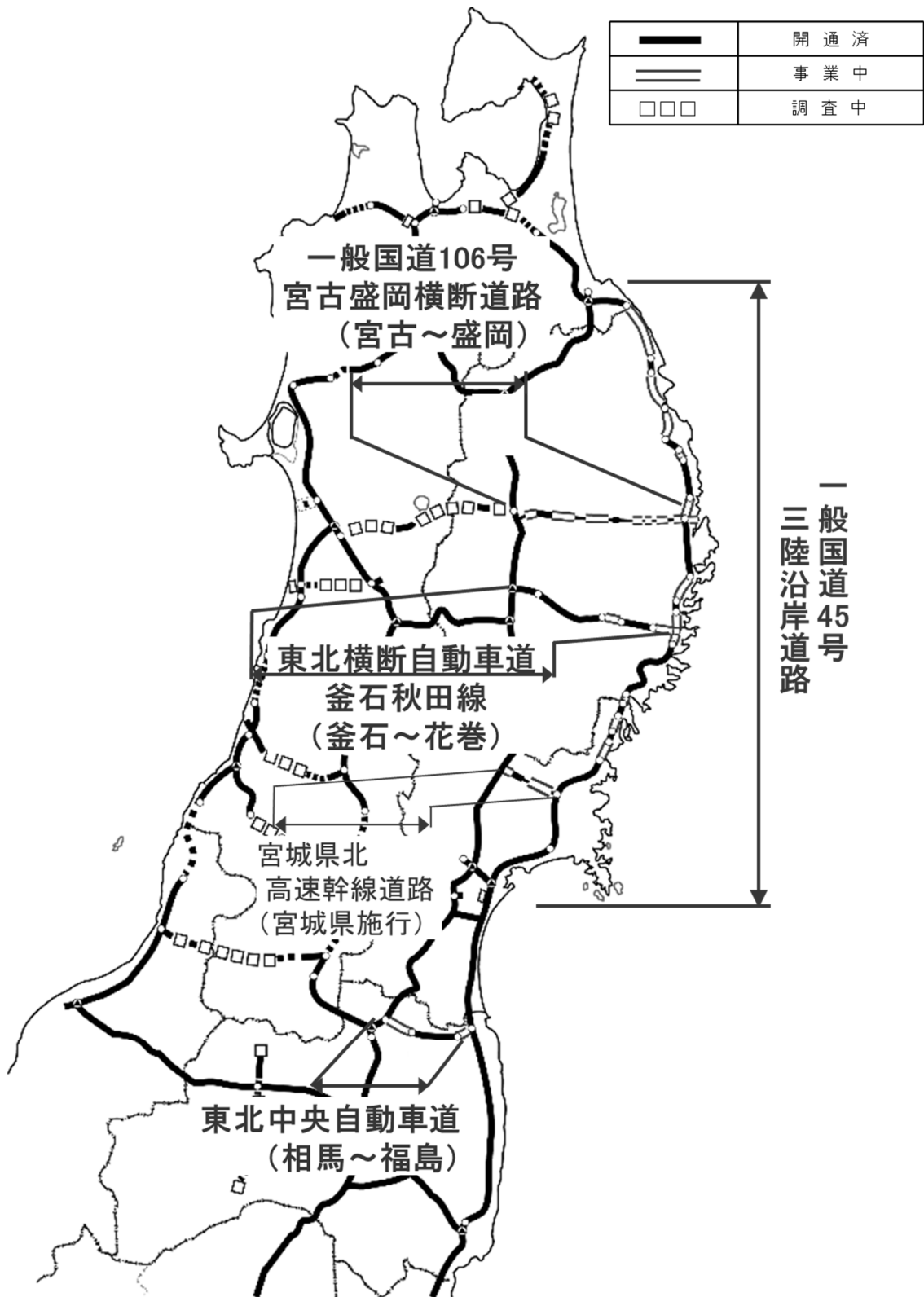
(c) 被災地の公共交通に対する支援 [9億円]

被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、住まいの再建や復興まちづくりの進捗に応じた柔軟な支援を継続する。

(d) 被災地の観光振興 [46億円]

風評被害払拭のため、地域の発案によるインバウンドの取組を支援し、観光魅力を海外へ発信するとともに、福島県の震災復興に資する国内観光関連事業を支援する。

<復興道路・復興支援道路の整備状況>



(2) 大規模自然災害からの復旧・復興

熊本地震や九州北部豪雨等により被災した地域の復旧・復興に向け、引き続き、災害復旧事業や防災・安全交付金等を活用し、道路、河川、砂防、港湾、鉄道等の基幹インフラの整備や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進する。

また、平成30年7月豪雨等で被災した地域の復旧・復興については、被災箇所の早期復旧に加え、改良復旧をはじめとする再度災害を防止するための対策に取り組む。

ハード対策の被害軽減効果（平成30年7月豪雨における例）

淀川水系桂川^{よどがわ かつらがわ}では、平成25年9月に台風第18号に伴う豪雨により大規模な浸水被害が発生しましたが、平成30年7月豪雨では、これまで治水事業で整備したインフラにより、大幅に被害を軽減することができました。

桂川では、平成26年度から概ね5年間で、緊急治水対策として河道掘削や土砂撤去などの河川改修を大幅に前倒して実施してきました。その結果、5年前の1.2倍にのぼる雨量となりましたが、堤防決壊を回避し、浸水被害を大幅に軽減することができました。

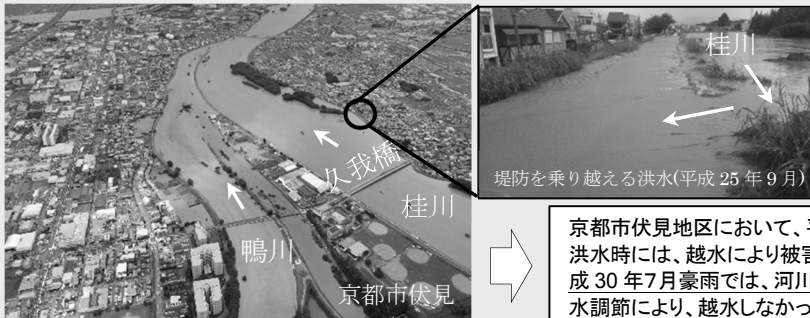
また、上流にある日吉ダムでは、ダム貯水池への洪水流入量が最大の時、ダム下流へ流れる流量を約9割低減するとともに、洪水流量がピークとなる時間を約16時間遅らせ、住民等の方々が避難する時間を確保することができました。

今後とも、再度災害防止対策を実施するとともに、予防的治水対策を計画的に推進していきます。

※数値等は速報値であり、今後の調査で変わる可能性があります。

淀川水系桂川における浸水被害軽減

<平成25年9月の台風第18号に伴う豪雨時の桂川の流下状況>



京都市伏見地区において、平成25年9月の洪水時には、越水により被害が生じたが、平成30年7月豪雨では、河川改修やダムの洪水調節により、越水しなかった。